

2016年度各種輸出関連業務の申告期限

2016年度の各種輸出関連業務の申告期限が近づいており、北京市国税局と天津市国税局から「2016年度輸出業務申告期限」について下記のとおり公表されています。

2016年中に輸出した取引について、輸出還付申告をするために必要な書類が揃わず申告手続きができていないものについては、下記の期日までに申告をするかもしくは、申告の延長申請を行う必要があります。また2016年中の加工貿易取引の手冊消し込みについても手続きが終わっていない場合には、下記の期日までに手続きを行う必要があります。

一、輸出税金還付(免税)申告		
①	2016年1月1日から2016年12月31日までに発生した輸出貨物及び役務提供	輸出税金還付(免税)申告期限: 2017年4月18日
②	役務提供者が2016年1月1日から2016年12月31日までに収入として認識した増値税ゼロ率課税対象役務	輸出税金還付(免税)申告期限: 2017年4月18日
二、輸出免税申告		
①	2016年1月1日から2016年12月31日までに輸出した増値税免税対象の貨物取引及び役務提供	増値税、消費税免税申告期限: 2017年5月15日
②	輸出税金還付(免税)申告の延期申請が2017年5月15日以降、税務機関に認可されず、当該輸出取引がその他免税要件に当該すると認識した場合	免税申告期限: 申請未認可が決定した月の翌月の申告期限まで
三、申告延期		
①	《国家税務総局が<輸出貨物、役務増値税と消費税管理弁法>に関する問題の》(国家税務総局2013年第12号)第二条第(十八)項に該当し、延期申告が必要な場合	申告延長申請期限: 2017年4月18日
四、外貨受取不能申告		
①	《国家税務総局は輸出企業が輸出税金還付(免税)申告際に外貨受取資料の提供に関する問題の公告》(国家税務総局公告2013年第30号)第四条、第五条に該当し、輸出税金還付(免税)申告締切日前に、税務機関に《輸出貨物外貨受取不能申告表》を提出する必要がある場合	申告期限: 2017年4月18日
五、電子情報未取得申告		
①	《国家税務総局は輸出税金還付(免税)申告弁法の調整の公告》(国家税務総局公告2013年第61号)第四条に該当し、関連電子情報未取得に関する申告する必要がある場合	申告期限: 2017年4月18日
六、輸出委託証明		
①	2016年1月1日から2016年12月31日までに委託した輸出貨物の《委託輸出貨物証明》の取得	取得期限: 2017年3月15日
七、輸出代理証明		
①	2016年1月1日から2016年12月31日までに受託した貨物の輸出業務の《貨物輸出代理証明》の取得	取得期限: 2017年4月15日
八、来料加工輸出貨物の免税消し込み		
①	2016年1月1日から2016年12月31日までの来料加工、委託加工取引で税関の消し込みが既に完了した輸出貨物	来料加工消し込み期限: 2017年5月15日
九、当年度進料加工取引の消し込み		
①	2016年税関での消し込みの完了した進料加工手帳に載せた進料加工取引	申告期限: 2017年4月20日

注:上記二②は下記のいずれかに該当する場合に行う手続きです。

- ・4月1日までに輸出代金の回収ができていない場合
- ・輸出税金還付(免税)申告に必要な要件が整っていない場合
- ・政策等により増値税が非課税となる物品を輸出した場合

上記に関する実際の手続きや、北京・天津以外の地域での手続き期限については主管税務局へお問合せください。

情報源:

北京市国税局第三直属税务分局「关于2016年度出口业务办理期限的提醒」

http://www.bjsat.gov.cn/bjsat/qxfj/zssfj/sy/tzgg/201703/t20170315_284170.html

天津市经济技术开发区国家税务局「关于出口退税相关问题的提示」

<http://www.tjsat.gov.cn/11297000000/0100/010005/20170302162004639.shtml>

以上